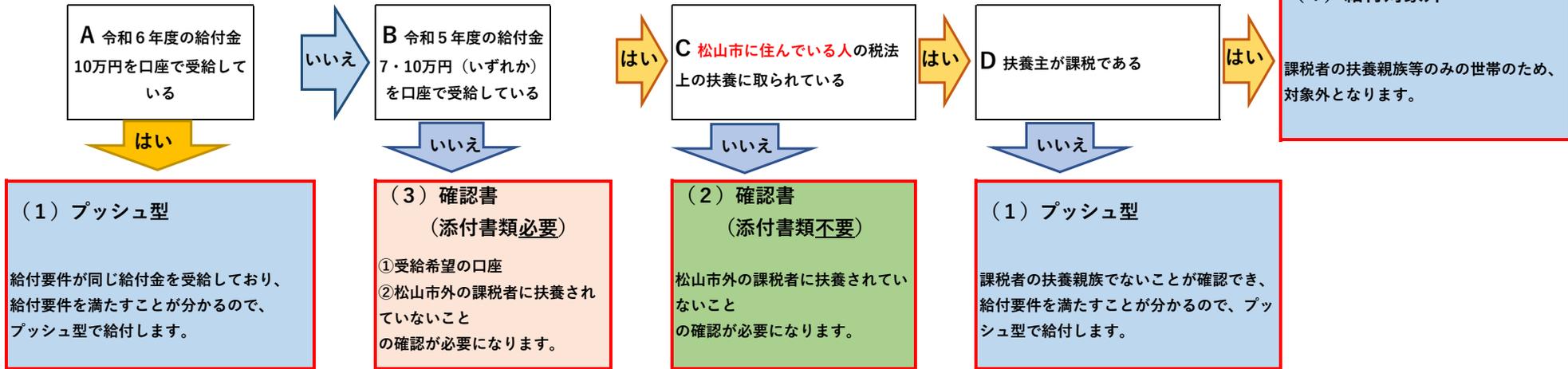


単身世帯用

前提条件

令和6年12月13日時点で松山市に住民票があり、令和6年度住民税が非課税である



上記フロー図での確認例

【例①】 令和6年度の給付金10万円を本人の口座で受給している場合

A→はい

結果→(1) プッシュ型

【例②】 令和5年度の給付金7、10万円を本人の口座で受給しており、
本人が別世帯の子（非課税・松山市に在住）の扶養になっている場合

A→いいえ

B→はい

C→はい

D→いいえ

結果→(1) プッシュ型

【例③】 令和5年度の給付金7、10万円を本人の口座で受給しており、

本人が扶養に取られているか松山市が確認できない（松山市外在住の人の扶養の可能性ある）場合

A→いいえ

B→はい

C→いいえ

結果→(2) 確認書（添付書類不要）

【例④】 令和5年度、令和6年度の給付金どちらも受給しておらず、

本人が扶養に取られているか松山市が確認できない（松山市外在住の人の扶養の可能性ある）場合

A→いいえ

B→いいえ

結果→(3) 確認書（添付書類必要）

※上記フロー図は手続方法の確認例を簡略化したものであり、世帯の状況によっては当てはまらない場合があります。

どれに当たるかわからない場合は令和7年2月以降に給付金専用コールセンター（089-997-7160）までお問い合わせください。